

○伊万里市漁港管理条例

昭和36年3月31日

条例第2号

注 昭和61年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する別表第1に掲げる漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(平18条例14・平23条例32・一部改正)

(責務)

第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めなければならない。

2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用の支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

(平23条例32・追加)

(漁港施設の維持運営)

第3条 市長は、市の管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設、輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。)及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)について、その維持運営計画(公害防止に係る計画を含む。)を定めるものとする。

2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

(平13条例13・一部改正、平23条例32・旧第2条繰下・一部改正)

(漁港の保全)

第4条 漁港の機能を保全するため漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責めに帰すべき理由によるものでないときは、この限りでない。

(平23条例32・旧第3条繰下・一部改正)

第5条 漁港の区域内の陸域で市長が指定する区域(法第39条第1項に規定する公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。)において、工作物の新築、改築若しくは増築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。

3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最少限度の区域に限ってするものとする。

4 市長は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

(平18条例14・一部改正、平23条例32・旧第4条繰下・一部改正)

(危険物等についての制限)

第6条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害な物で規則で定めるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平13条例13・旧第7条繰上・一部改正、平23条例32・旧第5条繰下・一部改正)

(漂流物の除去命令)

第7条 漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、市長は、当該漂流物の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(平13条例13・旧第8条繰上・一部改正、平23条例32・旧第6条繰下・一部改正)

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第8条 市長は、漁港の区域内の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは当該漁港施設において漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。

(平13条例13・旧第10条繰上・一部改正、平23条例32・旧第7条繰下・一部改正)

(使用の届出)

第9条 甲種漁港施設(航路、輸送施設及び漁港環境整備施設を除く。)を当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い使用しようとする者(第11条の規定により許可を受け、施設を使用する者を除く。)又は第12条第2項の規定により市長が指定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(平13条例13・旧第11条繰上、平23条例32・旧第8条繰下・一部改正)

(占用の許可等)

第10条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の占用の許可期間は、1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、1年)を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(平13条例13・旧第12条繰上、平18条例14・一部改正、平23条例32・旧第9条繰下・一部改正)

(使用の許可等)

第11条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 甲種漁港施設のうち市長が指定する施設を使用しようとする者

(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の使用の許可期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(平23条例32・追加)

(漁船以外の船舶についての制限)

第12条 漁船以外の船舶を漁港の区域内に停係泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号の市長が指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停係泊しようとする者は、別に市長が指定する施設を使用しなければならない。

(平23条例32・追加)

(権利義務の移転の制限)

第13条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。

(平23条例32・追加)

(使用料等)

第14条 甲種漁港施設を使用し、又は占有する者からは、別表第2に掲げる使用料又は占有料(以下「使用料等」という。)を徴収する。ただし、当該甲種漁港施設の使用又は占有のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料等の額は、別表第2により算定した額(漁港施設用地その他の漁港施設(水域施設を除く。)の敷地の使用又は占有に係る使用料等でその算定の単位が月又は年であるものにあつては、日割りをもって算定した額)に1.1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

2 使用料等は、市長が定める日までに納付しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料等を減免し、又は分割納付をさせることができる。

4 既納の使用料等は返還しない。ただし、その施設を使用又は占有しなかったことがその者の責めに帰することができない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(平元条例20・平9条例9・一部改正、平13条例13・旧第13条繰上、平23条例32・旧第10条繰

下・一部改正、平26条例2・令元条例25・一部改正)

(入出港届)

第15条 船舶は入港したとき、又は出港しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舶、[第9条](#)の規定による届出を行った者又は[第10条第1項](#)若しくは[第11条第1項](#)の許可を受けた者については、この限りでない。

(平13条例13・旧第14条繰上、平23条例32・旧第11条繰下・一部改正)

(監督処分)

第16条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることがある。

(1) [第5条第1項](#)、[第10条第1項](#)又は[第11条第1項](#)の規定に違反した者

(2) [第10条第2項](#)又は[第11条第2項](#)の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により[第5条第1項](#)の規定による承認又は[第10条第1項](#)若しくは[第11条第1項](#)の規定による許可を受けた者

(平13条例13・旧第15条繰上・一部改正、平18条例14・一部改正、平23条例32・旧第12条繰下・一部改正)

(公益上の必要による処分等及び損失補償)

第17条 市長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、[第5条第1項](#)の規定による承認又は[第10条第1項](#)若しくは[第11条第1項](#)の規定による許可を受けた者に対し、[前条](#)に規定する処分をし、又は、[同条](#)に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 [前項](#)の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(平13条例13・旧第16条繰上・一部改正、平23条例32・旧第13条繰下・一部改正)

(罰則)

第18条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者には、5万円以下の過料を科する。

(1) [第5条第1項](#)又は[第6条第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定に違反した者

(2) [第7条](#)の規定による市長の命令に従わない者

(3) [第8条第3項](#)、[第10条第1項](#)、[第11条第1項](#)、[第12条第1項](#)又は[第15条](#)の規定に違反した者

(4) [第16条](#)又は[前条第1項](#)の規定による市長の命令に従わない者

(平12条例27・一部改正、平13条例13・旧第17条繰上・一部改正、平18条例14・一部改正、平23条例32・旧第14条繰下・一部改正)

第19条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例27・一部改正、平13条例13・旧第18条繰上、平23条例32・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平13条例13・旧第19条繰上、平23条例32・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(適用除外)

2 泊地における漁具干場、漁業用工作物の占用料は、当分の間、徴収しない。

附 則(昭和36年9月4日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の伊万里市漁港管理条例第13条第1項の規定は、施行日以後に許可する占有に係る占有料について適用する。

附 則(平成9年3月28日条例第9号)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の第13条第1項の規定は、施行日以後に許可する占有に係る占有料について適用する。

附 則(平成12年3月28日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第2の改正規定の施行の日(以下「基準日」という。)前に年を単位として許可した占有のうち、占有の期間が基準日前から基準日以後までであるものに係る平成12年度分の占有料については、改正前の別表第2の規定による占有料を平成12年4月1日から基準日の前日までの占有月数に応じ月割によって計算した額と、改正後の別表第2の規定による占有料を基準日から平成13年3月31日までの占有月数に応じ月割によって計算した額の合計額とする。

3 基準日前に月を単位として許可した占有のうち、占有の期間が基準日前から基準日の属する月までであって、当該期間が30日を超えないものに係る占有料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月28日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料等について適用する。

附 則(平成24年12月21日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(一般的経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可する使用、利用若しくは占有に係る使用料、占有に係る占有料又は採取に係る採取料について適用し、施行日前に許可した使用、利用若しくは占有に係る使用料、占有に係る占有料又は採取に係る採取料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月4日条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(一般的経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可する使用、利用若しくは占有に係る使用料、占有に係る占有料又は採取に係る採取料について適用し、施行日前に許可した使用、利用若しくは占有に係る使用料、占有に係る占有料又は採取に係る採取料については、なお従前の例による。

別表第1(第1条関係)

(昭61条例34・全改)

漁港名	種別
波多津	第2種

別表第2(第14条関係)

(平23条例32・全改、平24条例40・一部改正)

使用料及び占用料の区分	施設の種類の区分	区分	単位	金額
使用料	岸壁、物揚場	普通の船舶(監視船、警備船その他公務に従事する船舶を除く。)	総トン数1トンにつき係留時間24時間までごとに	3.6円
		定期の船舶	総トン数1トンにつき係留1回ごとに	2.6円
		指定船舶	船舶の長さ1メートルにつき係留時間24時間までごとに	6.0円
	指定船舶用泊地	船舶(監視船、警備船その他公務に従事する船舶を除く。)	船舶の長さ1メートルにつき係留時間24時間までごとに	防波堤泊地7.0円、その他6.0円
	野積場、漁具干場、船揚場その他の漁港施設用地		使用面積1平方メートルにつき1日	1.9円
占用料	漁港施設用地その他の漁港施設(水域施設及び道路を除く。)	上屋、倉庫その他これらに類するものを設置する場合	占用面積1平方メートルにつき1月	14円
		広告塔、看板、電柱(その支柱又は支線を含む。) その他これらに類するもの及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物を設置する場合	伊万里市道路占用料等徴収条例(昭和29年条例第82号)別表に定める区分、単位及び額による。	
		その他の場合	占用面積1平方メートルにつき1月	当該用地の時価評価額に1,000分の3を乗じて得た額
	道路	伊万里市道路占用料等徴収条例別表に定める区分、単位及び額による。		
	漁港の区域内の水域施設	伊万里市公有水面使用料及び産物採取料等徴収条例(昭和29年条例第46号)別表第1に定める区分、単位及び額による。		

備考

- 1 使用料等の算定の単位がトン、メートル、平方メートル、日又は月である場合において、総トン数、長さ、使用面積若しくは占用面積又は使用期間若しくは占用期間が1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満、1日未満又は1月未満のものは、それぞれ1トン、1メートル、1平方メートル、1日又は1月として計算する。
- 2 使用料等の算定の単位がトン、メートル、平方メートル、日又は月である場合において、総トン数、長さ、使用面積若しくは占用面積又は使用期間若しくは占用期間が1トン以上、1メートル以上、1平方メートル以上、1日以上又は1月以上である場合の1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満、1日未満又は1月未満の端数は、それぞれ1トン、1メートル、1平方メートル、1日又は1月として計算する。
- 3 使用料等の算定の単位が年である場合において、使用期間若しくは占用期間が1年未満であると

- き、又は使用期間若しくは占有期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、使用期間又は占有期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 4 使用料等の額を計算した場合において、計算して得た額が10円未満であるとき又は計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、10円とする。